

三条市告示第 12 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、本告示の日から 4 月以内に、市に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 月 26 日

三条市長 滝 沢



記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：そよら三条須頃

所在地：三条市上須頃 5009 番 28 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置 荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばき施設の面積
計画建築物 A 北側 No.1 荷さばき施設	304.1 m ²
計画建築物 B 北側 No.2 荷さばき施設	40.0 m ²
計画建築物 B 北側 No.3 荷さばき施設	115.1 m ²
計画建築物 C 北側 No.4 荷さばき施設	42.2 m ²
計画建築物 D 北側 No.5 荷さばき施設	204.5 m ²
計画建築物 D 南側 No.6 荷さばき施設	30.0 m ²
合 計	736 m ²

(変更後)

位 置 荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばき施設の面積
計画建築物 A 北側 No.1 荷さばき施設	304.1 m ²
計画建築物 B 北側 No.2 荷さばき施設	40.0 m ²
計画建築物 B 北側 No.3 荷さばき施設	115.1 m ²
計画建築物 C-1 北側 No.4-1 荷さばき施設	42.2 m ²
計画建築物 C-2 北側 No.4-2 荷さばき施設	42.2 m ²

位 置 荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばき施設の面積
計画建築物 D 北側 No.5 荷さばき施設	204.5 m ²
計画建築物 D 南側 No.6 荷さばき施設	30.0 m ²
合 計	778 m ²

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)

位 置 廃棄物等の保管施設No. (配置図上のNo.)	廃棄物等保管施設の容量
計画建築物 A 北側 No.1 廃棄物等保管施設	99.3 m ²
計画建築物 B 北側 No.2 廃棄物等保管施設	10.8 m ²
計画建築物 B 北側 No.3 廃棄物等保管施設	16.3 m ²
計画建築物 C 北側 No.4 廃棄物等保管施設	7.7 m ²
計画建築物 D 北側 No.5 廃棄物等保管施設	70.6 m ²
合 計	204.7 m ²

(変更後)

位 置 廃棄物等の保管施設No. (配置図上のNo.)	廃棄物等保管施設の容量
計画建築物 A 北側 No.1 廃棄物等保管施設	99.3 m ²
計画建築物 B 北側 No.2 廃棄物等保管施設	10.8 m ²
計画建築物 B 北側 No.3 廃棄物等保管施設	16.3 m ²
計画建築物 C-1 北側 No.4 廃棄物等保管施設	7.7 m ²
計画建築物 D 北側 No.5 廃棄物等保管施設	70.6 m ²
合 計	204.7 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばきを行うことができる時間帯
No.1 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.2 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.3 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.4 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.5 荷さばき施設	午前 4 時 00 分～午後 11 時 00 分
No.6 荷さばき施設	午前 4 時 00 分～午前 5 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばきを行うことができる時間帯
No.1 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.2 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.3 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.4-1 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.4-2 荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
No.5 荷さばき施設	午前 4 時 00 分～午後 11 時 00 分
No.6 荷さばき施設	午前 4 時 00 分～午前 5 時 00 分

3 変更の年月日

令和 8 年 9 月 15 日

4 変更する理由

施設の配置及び施設の運営方法を見直したため

5 縦覧場所

三条市経済部商工課

6 縦覧期間

令和 8 年 1 月 26 日から 5 月 26 日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商工課 商工係

電 話 0256-34-5609

Eメール shokoka@city.sanjo.niigata.jp

